

佐大研第330号
令和2年7月20日

教職員 各位

学 長
兒 玉 浩 明

助成金等の寄附受入れに係る取扱いについて（通知）

国立大学法人に所属する教員等が職務上行う教育・研究については、国立大学法人にその遂行に関する管理責任があることから、国立大学法人は、教員等個人に対する寄附金（助成金等を含む）であっても、これを適正に受入れて経理する必要があります。

このため、本学では「国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程」（以下「規程」という。）において、教員等が助成金等を受けたときは、これを本学に寄附しなければならない旨を定めているところです。

本学においては「寄附金の会計処理の調査について」（平成25年4月26日及び平成25年9月25日付け、各部局等の長宛学長依頼）において、本学に寄附を行い機関として経理すべき助成金等を個人で経理していた事例が判明しており、このような事態は、本学の社会的信用を損ないかねない問題として受け止めています。

つきましては、寄附の適正な受け入れ及び経理を行うこと及び業務改善を目的として、改めて下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

本取扱いについて、十分ご留意の上、適正な手続きをお願いするとともに、TA、RAなど本学と雇用関係にある学生が対象となる場合においては、併せて周知方よろしくお願ひします。

記

1 寄附の対象者について

助成金等の寄附の対象者は、規程第2条第4項に定める役職員（TA、RAなど本学と雇用関係にある学生を含む。）とする。

2 寄附の手続きについて

（1）助成金等の「申請時」の手続きについて

前記1に掲げる助成金等の寄附の対象者のうち、助成金等の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、別紙「助成金等の寄附受入れに係る取扱基準」に基づき、申請する助成金等が規程第9条第1項に定める助成金等（機関経理の対象となる助成金等）に該当すると判断した場合は、申請後速やかに、当該助成金等の申請状況を学術研究協力部研究協力課長（以下「研究協力課長」という。）に通知するものとする。

なお、申請者がTA、RAなど本学と雇用関係にある学生の場合は、指導教員等を通じて研究協力課長に通知するものとする。

(2) 助成金等の「採択時」の手続きについて

申請者は、当該申請が採択された場合は、研究協力課長に通知するものとし、採択後速やかに、当該助成金等の申請書及び公募要領の写を添えて規程第9条第2項に基づく寄附の手続きを行うものとする。

なお、申請者がTA、RAなど本学と雇用関係にある学生の場合は、指導教員等の管理の下に、寄附の手続きを行うものとする。

3 本通知の適用について

本通知は、令和2年8月1日から適用する。

【寄附手続き及び問い合わせ先】

学術研究協力部 研究協力課 研究協力担当

Tel 0952-28-8722 Fax 0952-28-8883

E-mail : kyoryoku@mail.admin.saga-u.ac.jp

(別紙)

助成金等の寄附受入れに係る取扱基準

- 以下に掲げる助成金等は機関経理の対象外とする。
 - ・ 顕著な功績等に対する賞金等（褒賞金など）
 - ・ 学会等の役員等であり、かつ、当該学会等の事務局で経理される助成金等
 - ・ 研究者個人が著作権者となる学術書等の出版費用に対する助成金等
- 上記 1 以外の助成金等は、原則として以下の基準により区分する。

助成金等	機関経理の対象	機関経理の対象外
市民（個人）の立場での教育研究活動に対する助成金等	・ 職務上の教育研究活動 ・ 大学の施設又は設備を利用	・ 職務上の教育研究活動ではなく、かつ、大学の施設又は設備を利用しない
既に完了している教育研究活動に対する助成金等（精算）	・ 費用の全額又は一部を大学が立て替えて負担	・ 費用の全額を個人が立て替えて負担
海外渡航費・海外学会参加費等に対する助成金等	・ 職務上の旅行として、旅行命令による出張	・ 職務上の旅行に当たらないもので、休暇等により渡航
外国人教員等の招へい費用等に対する助成金等	・ 助成された研究費の一部が当該費用	・ 当該費用のみ助成

- 上記 1 及び 2 に寄り難い場合は、その都度、個別に判断するものとする。
また、この基準は、必要に応じて更新するものとする。

(参 考)

国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、次に掲げる経費に充てることを目的として受け入れた現金及び有価証券をいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育研究の奨励に供する経費
- (3) その他本学の業務遂行に要する経費

2 この規程において「部局」とは、国立大学法人佐賀大学予算・決算及び出納事務取扱規程（平成16年4月1日制定）第7条に規定する予算単位をいう。

3 この規程において「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

4 この規程において「役職員」とは、学長、理事、国立大学法人佐賀大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）第2条に規定する職員、国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則（平成21年3月11日制定）第2条に規定する職員及び国立大学法人佐賀大学臨時職員就業規則（平成16年4月1日制定）第2条に規定する職員をいう。

(受入れの制限)

第3条 寄附金を受け入れようとする場合において、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附の申込者（以下「寄附者」という。）に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果、得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は占有使用させること。
- (3) 寄附申込後、寄附者がその意思により、寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (4) 寄附金を受け入れることにより、著しい経費の負担を伴うもの
- (5) その他学長が特に本法人の業務遂行上支障があると認める条件

(届出の義務)

第4条 役職員は、寄附者から寄附金の申入れがあったときは、別紙様式第1号によりこれをすべて学長に届け出るものとする。

(受入れの決定)

第5条 学長は、寄附の目的、寄附条件等が教育又は学術研究上支障がないと認め、受入れを決定したときは、国立大学法人佐賀大学会計規則（平成16年4月1日制定）第6条に定める会計責任者（以下「会計責任者」という。）及び部局長に通知するものとする。

(参 考)

(寄附金の収納)

- 第6条 会計責任者は、前条の通知を受けたときは、寄附者に寄附金納入依頼文書及び振込依頼書を送付するものとする。
- 2 会計責任者は、寄附金が納入されたときは、学長及び役職員に報告するものとする。
 - 3 学長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

(寄附金の使途)

第7条 寄附金は、その寄附目的以外には使用してはならない。

(寄附金の使途変更等)

- 第8条 学長は、理事又は部局長から、役職員が寄附目的を達成し、残額が生じ、他の使途目的に使用する旨の申請があったときは、その内容が適当と認められる場合に限り、承認するものとする。
- 2 学長は、理事又は部局長から、役職員が他の国立大学法人又は他の研究機関（以下「他の機関」という。）へ転出し、当該他の機関へ寄附金を移し替える旨の申請があったときは、その内容が適当と認められた場合に限り、承認するものとする。
 - 3 役職員（理事を除く。以下この項において同じ。）が異動等により所属が変わる場合の寄附金の管理は、原則として役職員の元の所属部局が管理するものとする。ただし、特別な理由により、学長が適当と認めた場合は、管理する部局を変更することができる。

(助成金等の取扱い)

- 第9条 役職員が、研究助成財団等（以下「財団等」という。）の公募による助成金等を受け、当該助成金等を用い、本法人における本務として教育研究等を行う場合は、当該助成金を役職員又は財団等が本法人へ寄附しなければならない。
- 2 前項の寄附を行う場合は、役職員又は財団等は、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により寄附を申し出なければならない。
 - 3 助成期間終了後、財団等への報告等が必要となる場合には、当該役職員が行うものとする。

(地方公共団体からの寄附金等の取扱い)

- 第10条 地方公共団体からの寄附金等（寄附金、法令に基づかない負担金その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の受入れに当たっては、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の5で禁止されている割当的寄附金等その他のそれと誤解を受けるといふような行為を行わないものとする。
- 2 地方公共団体から自発的な寄附金等を受領したときには、別紙様式第4号により、寄附金等の金額、経緯及び内容を、当該寄附金等を受領した年度の翌年度にまとめて公表するものとする。

(帳簿の整理)

- 第11条 会計責任者は、現金出納簿及び寄附金別受払簿のほか、必要に応じて帳簿を整え、現金の受払いをしなければならない。
- 2 帳簿等の記録・保存については、電子媒体によることができる。

(参 考)

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長がその都度定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月23日改正）

この規程は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年2月28日改正）

この規程は、平成19年2月28日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成20年3月1日改正）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日改正）

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年7月6日改正）

この規程は、平成22年7月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日改正）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日改正）

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成26年3月26日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月19日改正）

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年9月27日改正）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月2日改正）

この規程は、平成30年10月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月24日改正）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(参 考)

別紙様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

国立大学佐賀大学長 様

寄 附 者

住 所

氏 名

印

国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程第4条の規定により、
下記のとおり寄附します。

記

1 寄 附 金 額 円

2 寄 附 の 目 的

3 寄 附 の 条 件

4 寄附の公表 (個人からの寄附を除く。) 可 ・ 不可

5 そ の 他

(研究等担当者)

(寄附者連絡先)

(参 考)

別紙様式第2号（第9条関係）

年 月 日

国立大学佐賀大学長 様

寄 附 者

所 属

氏 名

印

下記のとおり助成金等を受けたため、国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程第9条の規定により、根拠書類を添え、寄附します。

記

- 1 寄附（助成金等）金額 円
- 2 寄附（助成金等）の目的又は課題等
- 3 寄附（助成金等）の条件
- 4 研究担当者
- 5 助成金等の名称
- 6 助成金等の決定日
- 7 助成金等の受領日

(参 考)

別紙様式第3号 (第9条関係)

年 月 日

国立大学佐賀大学長 様

寄 附 者

住 所

氏 名

印

国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程第9条の規定により、下記研究担当者に対して助成したいので、寄附します。

記

- 1 寄附 (助成金等) 金額 円
- 2 寄附 (助成金等) の目的又は課題等
- 3 寄附 (助成金等) の条件
- 4 研究担当者
- 5 助成金等の名称
- 6 助成金等の決定日

(参 考)

別紙様式第4号（第10条関係）

（題名）の寄附について

（公表年月日）

（代 表 者）

下記のとおり（地方公共団体名）から寄附金等を受領しましたので、
公表します。

1 寄附者 （地方公共団体名）

2 寄附金等の金額 円

3 寄附に至った経緯
（寄附に至った経緯を掲載）

4 寄附金等の内容